

お問い合わせの前にご確認ください

1. 月々のご返済について

2. 繰上返済

3. 各種変更手続（返済口座／住所・勤務先／氏名）

4. 団体信用生命保険（保険金請求手続）

5. 金利変動の仕組み

1. 月々のご返済について

・ご指定の預金口座から自動引落（毎月 14 日・金融機関休業の場合は翌営業日）

お引き落しは当日朝の 1 回のみですので、前日までのご入金をお願いします。

当日以降にご入金いただいてもお引き落しにはなりません。

・引落不能の場合

残高不足等による引落不能の場合、当社宛のお振込（手数料お客さま負担）が必要となります。

約定返済額と年利 14.6% の遅延損害金をお振り込みいただきますので、お電話にてご連絡ください。

（遅延損害金のご確認は審査部債権管理課：03-6680-2464）

「ご返済予定表」は年に 2 回、4 月下旬と 10 月下旬に圧着式ハガキで郵送いたします。

（「ご返済実績表」は年に 1 回、1 月下旬に圧着式ハガキで郵送いたします）

2. 繰上返済

・原則として繰上返済はできません。

やむを得ない事情により繰上返済される場合は、ご返済額に応じた違約金をご負担いただきます。

【全額繰上返済】

・返済予定日の 4 週間前までに、お電話にてご連絡ください。

・物件売却による全額返済の場合、仲介業者様（社名・担当名・連絡先）をお知らせください。

・当社所定の繰上返済申込書をご提出いただいて、正式に受付完了となります。

・受付完了後、弊社より計算書を郵送いたします。

・計算書記載の返済元金、違約金、経過利息の合計額を返済日までに弊社宛お振り込みいただきます。

（手数料お客さま負担）

【一部繰上返済】

- ・繰上返済日は毎月約定日（毎月 14 日・金融機関休業の場合は翌営業日）です。
- ・返済希望月の前月第一週を目途にお電話にてご連絡ください。
- ・当社所定の繰上返済申込書をご提出いただいて、正式に受付完了となります。
- ・受付完了後、弊社より計算書を郵送いたします。
- ・計算書記載の通常返済額、返済元金、違約金の合計額をご指定口座に前日までにご入金ください。
- ・返済元金は 50 万円以上 1 円単位でご指定いただけます。
- ・借入期間の短縮か、毎月返済額の減額をお選びいただけます。

但し、一部繰上返済時点で返済条件の見直しが行われるため、金利上昇局面では、毎月の返済額が増えてしまう場合もあります。返済額のシミュレーションも可能ですので、お申し付けください。一部繰上返済時には、その時点で期間・返済額の調整が行われますが、返済額見直し期間(5 年間)は当初から変更されません。

3. 各種変更手続

①返済口座の変更

お電話にてご連絡ください。口座変更に必要な書類を郵送いたします。

書類に従って、WEB にて契約債権ごとに変更後の口座をご登録いただきます。

（お借入契約時の『お知らせ』記載の QR コードから口座を登録しても返済口座は変更されません）

変更手続には日数がかかりますのでご注意ください。

②住所・勤務先の変更

お手元にご返済予定表をご用意の上、お電話にてご連絡ください。

③氏名の変更

お電話にてご連絡ください。「改姓・改名届」を郵送いたします。

「改姓・改名届」に下記ア・イ・ウ・エのいずれか一つを添付し、お届けください。

ア. 戸籍謄本（外国人の方は在留カードもしくは特別永住者証明書（いずれも表裏の写し））

イ. 住民票謄(抄)本（新旧双方の姓(名)の記載があるもの）

ウ. 運転免許証（新旧双方の姓(名)の記載があるもの、公安印付、表裏の写し）

エ. マイナンバーカード（表面のみ）の写し（新旧双方の姓(名)の記載があるもの、

市区町村確認印付、裏面（マイナンバーの記載がある面）は添付不要です）

なお、金融機関への返済口座の氏名（名義）変更手続も併せてお願ひします。

4. 団体信用生命保険（保険金請求手続）

保険金の支払事由に該当された時は、ご本人またはご家族から速やかに弊社までご連絡ください。

（または保険会社の「しおり」「ご説明」に記載された各保険会社の問い合わせ窓口）

ご連絡が遅れた場合やご返済の遅延がある場合には、一部利息等の支払がされないことがあります。

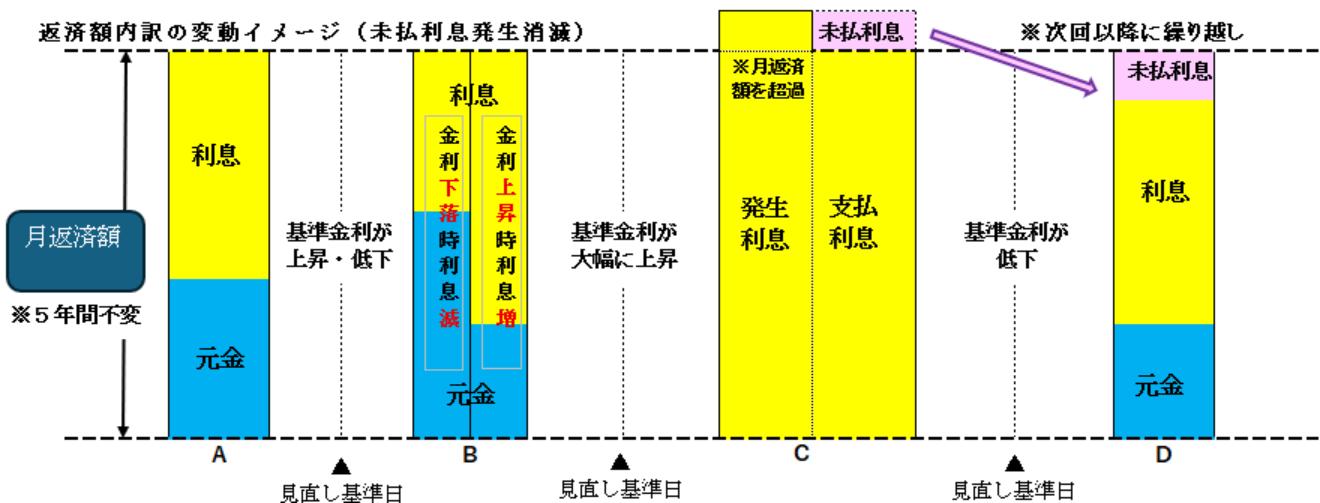
5. 金利変動の仕組み

①金利見直しについて

- ・基準金利：SBI新生銀行／三菱UFJ銀行短期プライムレート／みずほ銀行長期プライムレート
- ・見直し基準日：毎年4月1日及び10月1日（休日の場合は翌営業日）
- ・見直し方法：見直し基準日時点での基準金利に変更があった場合のみ、同じ幅で変更します。
- ・新金利での返済：それぞれ7月及び翌1月の返済分から新金利が適用されます。

②月返済額について

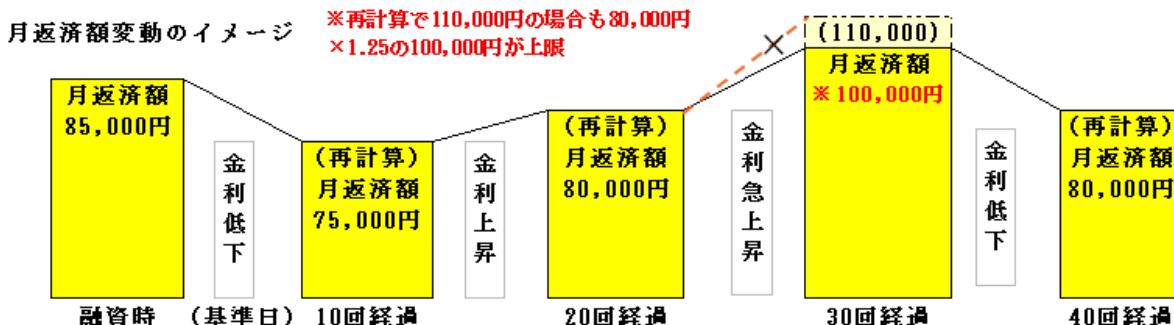
- ・A 返済方法：元利均等割賦返済（5年間元金と利息の合計額で一定の返済額を維持）
- ・B 金利変更時：元金返済額と支払利息の割合を変更し、同一返済額を維持します。
※金利低下時→利息を減額し元金返済額は増加、金利上昇時→利息を増額し元金返済額は減少
- ・C 未払利息発生：金利が大幅に上昇し毎月の利息額が返済額を上回った場合、その超過額（未払利息）は次回以降の返済に繰り延べします。
- ・D 金利低下時に未払利息優先での支払いとなり、未払利息がなくなるまで継続します。未払利息完済後、利息、元金の順で返済となります。



③5年毎の返済額の見直し（返済額増加時に上限設定あり）

- ・融資実行後、見直し基準日を10回経過する毎（5年毎）にその直後の7月及び翌1月の返済分から変更、その時点での借入金残元金、適用金利で当初の返済期限に完済となるよう見直します。

※金利低下時→元金返済が進み見直し後返済額は減少、金利上昇時→元金返済進まず見直し後返済額は増加。



- ・利率が上昇し返済額増加の場合でも新しい返済額は従来返済額の1.25倍を上限とします。

以上